

戦後70年、みんなで平和を守ろう！

憲法第9条を知っていますか？

<日本国憲法・第二章 戦争の放棄>

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

2015年は戦後70年の年です。戦後、日本は一度も戦禍に巻き込まれませんでした。それは、憲法第9条が存在していたからです。しかし、その9条がそして日本の平和が危機的な状況にあります。安倍首相は「積極的平和主義」の名の下に日本を「戦争ができる国」に変えようとしています。その準備は急ピッチに進められています。

秘密保護法の強行採決、武器輸出三原則の緩和、原発の海外輸出と再稼働の姿勢、憲法解釈を行い「集団的自衛権の行使」容認や安全保障法制の整備の準備などを見れば明らかです。

東海労は、憲法改悪に反対し、安倍自民党政権の暴走を許さず平和を守る取り組みを進めていきます。

東海労は、いかなる戦争にもテロにも反対します。

**子供たちの未来のために
平和を守る取り組みを進めていきます。**

